



選挙特集

# 衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査



**投票日 10月31日(日) 投票時間 午前7時～午後8時**

問市役所代表 ☎722・3111、町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX 724・1195

## 【投票所における新型コロナウイルス感染症への対応について】

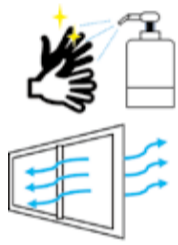
選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるように、感染・まん延防止対策に取り組んだうえで選挙を実施します。投票の際は、ご自身の予防対策を行ったうえで投票をお願いします。  
また、混雑回避のために期日前投票を積極的にご利用ください。なお、期日前投票の実施期間は施設によって異なります。



投票日当日の混雑状況を市HPから確認できます。

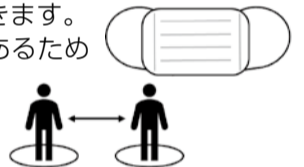
### ●選挙管理委員会が行う感染症対策

- ・投票所にはアルコール消毒液、飛沫防止の仕切りを設置
- ・使い捨て鉛筆を用意
- ・投票所職員はマスク及び手袋を着用
- ・定期的な投票所内の換気及び消毒
- ・混雑時は密集しないように入場整理を実施 等



### ●有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- ・投票所内ではマスクの着用と咳エチケットへのご協力をお願いします。
- ・ご自身の筆記用具で投票用紙に記入することができます。ボールペン(特に水性)はインクがにじむ可能性があるため鉛筆をお勧めします。
- ・周りの方との距離を保つようお願いします。
- ・帰宅後の手洗い・うがい等の実施をお願いします。



## 衆議院議員選挙の概要

- 【任期満了日】10月21日(木)
- 【選挙期日の公示】10月19日(火)
- 【選挙すべき人数】小選挙区1人(東京都第23区〔町田市・多摩市の一部〕)  
比例代表選出17人(東京都ブロック)  
最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官11人
- 【町田市の選挙人名簿登録者数(9月1日現在)】  
男 17万4663人 女 18万5641人 計 36万0304人

## 町田市で投票できる方

原則、次のすべてを満たす方が投票できます。

- ①2003年11月1日までに生まれている方
  - ②町田市の選挙人名簿に登録されている方
- ※町田市で住民票を作成した日(転入の届出をした日)から2021年10月18日現在まで3か月以上引き続き住民登録がある日本国民
- 直近で住所を変更した方は、裏面の「住所を変更した方、変更する予定の方」をご確認ください。

## 「投票所入場券」をお送りします

10月20日(水)から、「投票所入場券」を世帯ごとに封書で順次郵送します。投票所においでの際は、氏名と投票所を確認のうえ、ご自身の投票所入場券をお持ちください。  
届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿で確認できれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出ください。  
投票日当日(10月31日)は、投票所入場券に記載している投票所以外では投票できません。



(注)身体が不自由な方を除いて、投票所への車やバイクでの来所はご遠慮ください。一部、駐車場がない投票所があります。ご自身の投票所入場券をご確認ください。

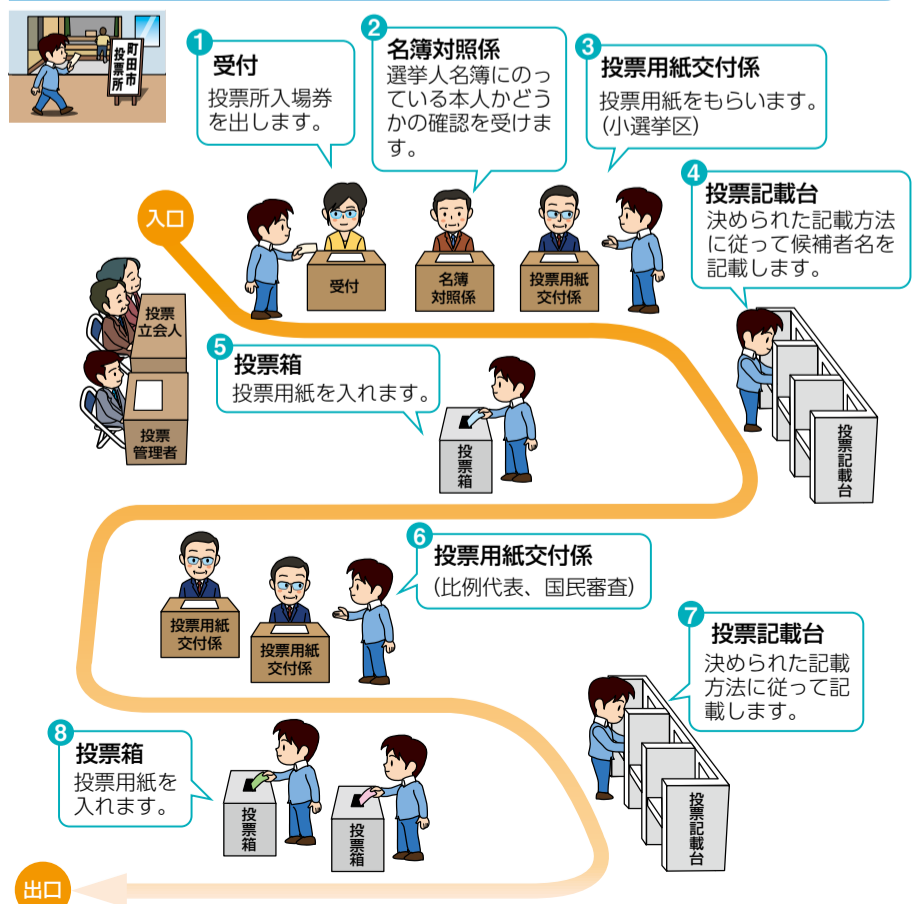
**投票所が変更となる方がいます  
裏面をご確認ください**

## 投票は3種類です

- ① 衆議院(小選挙区選出)議員選挙  
あさぎ(水)色の投票用紙に候補者名を記載して投票します。
- ② 衆議院(比例代表選出)議員選挙  
もも色の投票用紙に政党・政治団体の名称または略称を記載して投票します。
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査  
うぐいす(緑)色の投票用紙に辞めさせた方がよいと思う裁判官については「×」印を記載して投票します。

※ご自身で書くことができない場合は投票所係員にお申し出ください。

## 投票所の流れ



## ▶ 期日前投票について

選挙当日(投票日)に仕事や旅行等の理由で投票できない方は、お住まいの地域に関わらず、下表の期日前投票所で期日前投票ができます。

### 期日前投票の方法

- ご自身の投票所入場券をご持参ください。
- 投票所入場券が届いていない場合や紛失した場合でも、期日前投票所の選挙人名簿で確認できれば投票できます。
- 投票所入場券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書に**必要事項をあらかじめ記入のうえ**、期日前投票所へご持参ください。なお、各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています。
- 期日前投票所によって投票期間と時間が異なりますので、あらかじめご確認ください。
- 期日前投票の混雑状況はTwitter(右記二次元バーコード)で随時発信します。



期日前投票の混雑状況

### ●期日前投票所の一覧

期日前投票所	期日前投票期間・受付時間
町田市庁舎(森野2-2-22) ※今回は3階会議室になります。	10月20日(水)~10月30日(土) 午前8時30分~午後8時
南市民センター(金森4-5-6)	10月26日(火)~10月30日(土) 午前8時30分~午後8時 ※10月30日のみ 午後5時まで
なるせ駅前市民センター(南成瀬1-2-5) ※駐車場無し	
鶴川市民センター(大蔵町1981-4)	
忠生市民センター(忠生3-14-2)	
小山市民センター(小山町2507-1)	
堺市民センター(相原町795-1)	
玉川学園コミュニティセンター (玉川学園2-19-12)※駐車場無し	
木曽山崎コミュニティセンター(山崎町2160-4)	
南町田駅前連絡所(南町田リエゾン)(鶴間3-10-2) ※駐車場無し	
和光大学ポプリホール鶴川(能ヶ谷1-2-1) ※駐車場無し	

## ▶ 住所を変更した方、変更する予定の方

新しい住所地あるいは住所変更の届出をした時期によって、町田市で投票できない場合や投票所が異なる場合があります。詳しくは下表をご覧ください。

他の市区町村から町田市へ転入	2021年7月18日以前に町田市へ転入の届出をした方	町田市で投票できる
	2021年7月19日以降に町田市へ転入の届出をした、または届出予定の方	町田市で投票できない※
町田市内で転居	2021年10月8日以前に転居の届出をした方	新住所の投票所で投票
	2021年10月9日以降に転居の届出をした方	前住所の投票所で投票

※以前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、その住所地における当日投票・期日前投票・不在者投票のいずれかの方法により投票できますので、その住所地の選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

## ▶ 病院や老人ホーム等での不在者投票

病院や老人ホーム等の施設に入院・入所して投票所に出かけることが困難な方は、都道府県選挙管理委員会が投票場所として指定している施設であれば、施設内で投票することができます。

**指定施設であるかの確認や、投票用紙の請求、投票方法等は、病院や施設の事務室に早めにお問い合わせください。**

## ▶ 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方で、一定の要件に該当する場合は、郵便等により投票することができます。  
※濃厚接触者の方は特例郵便の対象ではありませんので、投票所での投票ができます(投票所におけるマスクの着用や手指の消毒など、感染拡大防止の徹底をお願いします。詳細は市HPにてご確認ください)。

## ▶ 選挙公報を全戸に配布します

候補者の政見等を掲載した選挙公報を10月29日(金)までに新聞販売店がすべての世帯に配布します(新聞を定期購読していない世帯を含む)。  
選挙公報は、期日前投票所、市庁舎、各市民センター、市内各郵便局、市内各駅等に備え置きます。  
選挙公報は、東京都選挙管理委員会HPからもご覧いただけます。

## ▶ 身体の不自由な方へ

### 【代理投票】

疾病等によりご自身で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します。

なお、投票の秘密は固く守られます。

※ご家族の方が代筆することはできません。

### 【点字投票】

目の不自由な方は、点字で投票ができます。点字器を用意していますので、投票所係員にお申し出ください。

### 【その他】

すべての投票所に車いす、拡大鏡、老眼鏡や筆談用メモ、コミュニケーションボード(イラストで指し示すことでご自分の意思を伝えることができるボード)を用意していますので、投票所係員にお申し出ください。

### 【郵便等による不在者投票】

身体に重度の障がい等があるため、投票所に行くことが困難な方は、郵便等によりご自宅等で投票できます。

### 【郵便等による不在者投票】をするには、「郵便等投票証明書」が必要です

証明書の交付を受けた方が郵便等による不在者投票を希望する場合は、投票日の4日前の10月27日(必着)までに、投票用紙を選挙管理委員会に請求する必要があります。お早めに請求してください。

## ▶ 滞在先(町田市以外)の市区町村の不在者投票所で投票

選挙期間中、遠方に滞在している場合に、滞在先の市区町村の不在者投票所で投票できる制度です。郵便を使用するため日数がかかりますので、投票用紙等をお早めにご請求ください。

今回の選挙から、マイナンバーカードをお持ちの方は、請求について電子申請ができるようになりました。電子申請で請求する場合は市HPを参照してください。

なお、不在者投票ができる場所は滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ●請求の方法(郵便)

投票用紙を請求するための「不在者投票宣誓書兼請求書」を下記のいずれかの方法で入手し、必要事項を記入

#### ●市HPでダウンロード

市HP [不在者投票宣誓書兼請求書](#) 検索

#### ●電話で請求

町田市選挙管理委員会 ☎724・2168

「不在者投票宣誓書兼請求書」を町田市選挙管理委員会に速やかに郵送、または持参(FAX、メールは不可)

**提出先** 町田市選挙管理委員会(市庁舎9階) 〒194-8520 森野2-2-22

町田市選挙管理委員会からご本人の送付希望先に投票用紙等を郵送。投票用紙等が届いたら、滞在先の市区町村の不在者投票所で不在者投票を速やかに行ってください。

## 当日投票所を「桜美林学園老実館」から「町田市土木・公園サービスセンター」に変更します



※この地図は10月15日現在の情報で作成しています。

衆議院議員選挙のみ上記のとおり変更します。  
該当の投票区域は下記のとおりです。選挙期日が近づきましたらお手元に届く投票所入場券を併せてご確認ください。

**対象の投票区域** 全域：矢部町  
一部地域：常盤町、下小山田町、忠生、根岸町

衆議院議員選挙に伴い、子どもセンターただONは臨時休館します。  
10月30日午後6時~9時、31日終日 問子どもセンターただON ☎794・6722